

鳥栖市高齢者福祉計画

概要版（案）

第10期(令和6(2024)年度～令和8(2026)年度)

鳥 栖 市

目 次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨 1
2. 計画の位置づけ 2
3. 計画の策定体制 3
4. 計画の期間 4

第2章 高齢者の現状と将来推計

1. 総人口・高齢者人口の現状と将来推計 5
2. 要支援・要介護認定者数の現状と将来推計 6
3. 高齢者の実態と課題 6

第3章 計画の基本理念と基本目標

1. 計画の基本理念 9
2. 基本目標 10

第4章 施策の展開

- 高齢者福祉計画 主要施策体系表 12

第5章 計画の推進体制

1. 各種関係機関との連携及び計画の推進体制 14

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

【背景】

わが国は総人口が減少し続ける一方、高齢者人口は増加しています。「令和5年版高齢社会白書」によると、令和4（2022）年10月1日時点の日本の総人口は1億2,495万人であり、そのうち65歳以上の高齢者は3,624万人、高齢化率は29.0%であるとされています。

本計画期間中には「団塊の世代」の全員が75歳以上となる令和7（2025）年を迎えるほか、「団塊ジュニア世代」の高齢化により今後さらに高齢化が進行していき、65歳以上の高齢者は令和25（2043）年に3,953万人でピークを迎えるとされています。

また、15～64歳の生産年齢人口（現役世代）は急減し、令和4（2022）年時点の高齢者1人に対して現役世代2.0人という比率は、令和22（2040）年には高齢者1人に対し現役世代1.6人という比率になることが見込まれています。

このような中、国においては、要介護状態が重度化しても住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、令和7（2025）年を目途に医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築することを目指してきました。

そして、現在国では、すべての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合う地域共生社会の実現が、地域包括ケアシステムの目指す方向であると位置づけ、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を図っています。

本市では、令和5（2023）年10月1日時点の高齢化率は24.1%と高齢化は進行しており、これからさらに高くなることが予想され、健康寿命の延伸のため、認知症対策や身体機能の維持等への対策がこれまで以上に求められています。特に認知症については、本市の糖尿病と高血圧の有見者の状況から、発症される方が増加することが予想されます。高齢者のみ世帯の増加、85歳以上人口の増加に伴い、認知機能が低下した高齢者の増加が見込まれる中で、地域で生活する高齢者の見守り体制の強化や意思決定支援、権利擁護の重要性が高まっています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域の健康づくりや介護予防の活動が自粛されてきた状況も見られることから、感染防止に配慮しつつ、活動再開や参加率向上に向けた取組を推進していくことが必要となっています。

【趣旨】

これまで本市では、高齢者施策の方向性を示す計画として、令和3（2021）年度～令和5（2023）年度を計画期間とする『第9期鳥栖市高齢者福祉計画』を策定し、これに基づく施策の展開を図ってきました。

『鳥栖市高齢者福祉計画』は、鳥栖地区広域市町村圏組合による『介護保険事業計画』と一体的に策定されるもので、両計画は3年ごとの見直しが行われた法定計画であることから、今般の介護保険制度の改正や本市における高齢者の状況の変化等を踏まえつつ、計画の見直しをすることがあります。

これまでの国・県や本市の状況を踏まえ、本市に暮らす高齢者がそれぞれの住み慣れた地域において、自分らしく安心して暮らしていけるまちづくりを目指し、市民・団体・行政が協働して高齢者福祉の充実に取り組んでいくための指針となる計画として、令和6（2024）年度～令和8（2026）年度を計画期間とする『第10期鳥栖市高齢者福祉計画』を策定します。

2. 計画の位置づけ

(1) 計画の法的位置づけ

「高齢者福祉計画」は全ての高齢者を対象とした本市の高齢者福祉に関する計画であり、主に介護保険給付対象サービス以外の、高齢者に係るサービスの必要な見込量や整備計画等を示すものです。

一方、鳥栖地区広域市町村圏組合が策定する「介護保険事業計画」は、介護保険の給付対象となるサービスの種類ごとの見込量等について定め、介護保険の事業費の見込みを明らかにし、その推進方策を示す介護保険運営のもととなる事業計画です。

<p>老人福祉法 第 20 条の 8 第 1 項 第 7 項</p>	<p>市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。</p> <p>市町村老人福祉計画は、介護保険法第 117 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画と一体的なものとして作成されなければならない。</p>
<p>介護保険法 第 117 条 第 1 項 第 6 項</p>	<p>市町村は、基本指針に即して、3 年を 1 期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。</p> <p>市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。</p>

高齢者福祉計画 (老人福祉計画)

高齢者福祉計画とは鳥栖市における高齢者に関する政策全般に係る計画であり、介護保険の対象とならない高齢者福祉サービスはもとより、その他の関連施策も計画の対象。

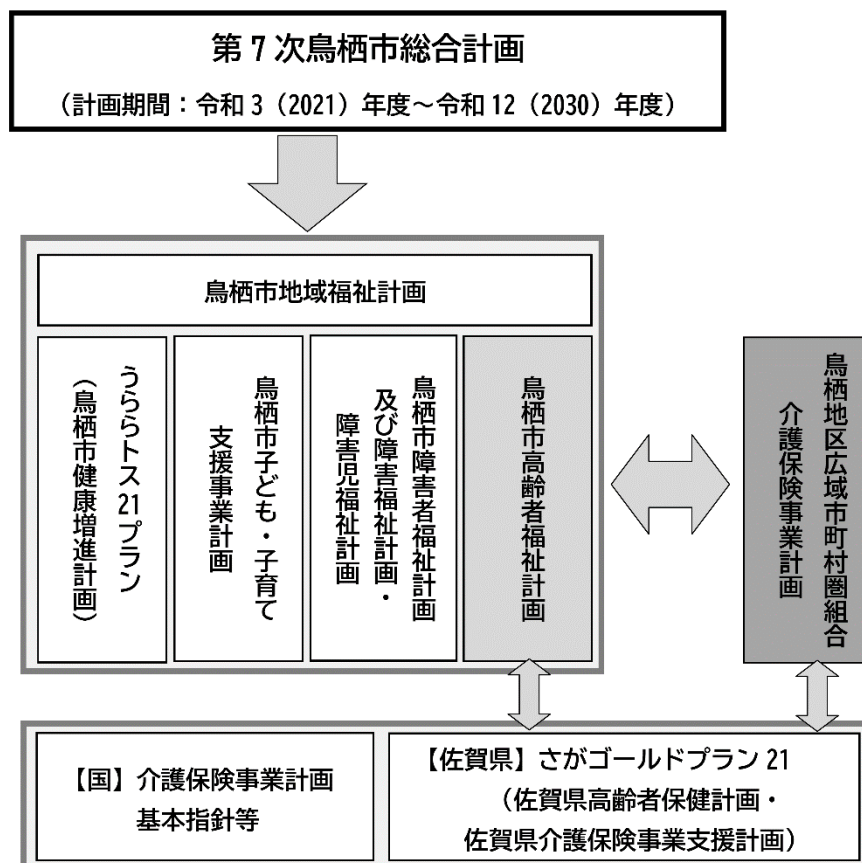
介護保険事業計画

介護保険事業計画とは鳥栖地区広域市町村圏組合が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画。

(2) 鳥栖市の計画体系における位置づけ

本計画は、本市における最上位計画である「第 7 次鳥栖市総合計画」（令和 3（2021）年度～令和 12（2030）年度）の高齢者福祉に関する個別計画として策定するものです。

また、本計画は、鳥栖地区広域市町村圏組合が策定する「第 9 期介護保険事業計画」（計画期間：令和 6（2024）年度～令和 8（2026）年度）との整合性を図り、地域における高齢者福祉事業全般に関する計画として位置づけるほか、本市の他の福祉関連計画や保健・医療、住宅、生涯学習等の関連分野における市の個別計画等と整合性のある計画として策定します。



3. 計画の策定体制

(1) 鳥栖市高齢者福祉推進会議

本計画の策定及び策定後の計画推進のため、副市長及び各部の部長で構成する「鳥栖市高齢者福祉推進会議」並びに関係各課の課長で構成する「鳥栖市高齢者福祉推進会議幹事会」を設置し協議を行い、鳥栖市高齢者福祉計画策定委員会との調整を行います。

(2) 鳥栖市高齢者福祉計画策定委員会

高齢者福祉施策については、幅広い関係者の協力を得ながら、地域の実情に応じた施策展開が求められています。そのため、本計画は学識経験者及び福祉団体・市民・公共団体の代表者で構成し幅広い分野の関係者を委員とする「鳥栖市高齢者福祉計画策定委員会」において協議を行い、策定します。

高齢者福祉計画策定委員会	
学識経験者（2名）	福祉団体の代表者（4名）
市民の代表者（3名）	公共団体の代表者（2名）

4. 計画の期間

介護保険事業計画が3年ごとに見直しを行うことに合わせ、高齢者福祉計画についても介護保険事業計画と一体的なものとして作成しなければならないとされ（P3参照）、今回策定する「鳥栖市高齢者福祉計画」は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3か年を計画期間とします。

また、計画策定にあたっては、団塊ジュニア世代が65歳以上に達するとともに、85歳以上の人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者等様々なニーズのある要介護高齢者の増加、生産年齢人口が急減することが見込まれる令和22（2040）年度を見据えた中長期視点から、これを行うこととしています。

元号	令和											
年度	3年 (2021年)	4年 (2022年)	5年 (2023年)	6年 (2024年)	7年 (2025年)	8年 (2026年)	9年 (2027年)	10年 (2028年)	11年 (2029年)	12年 (2030年)	22年 (2040年)	
スケジュール	令和22（2040）年度を見据えた中長期視点からの計画											
	第9期高齢者福祉計画											
	（計画見直し）											
	第8期介護保険事業計画											
	介護保険料（3か年間）											
	（計画見直し）											
				第10期高齢者福祉計画								
			（計画見直し）									
			第9期介護保険事業計画									
			介護保険料（3か年間）									
			（計画見直し）									

次期計画については、令和8（2026）年度中に見直しを行い、令和9（2027）年度から令和11（2029）年度を計画期間とする計画として策定を行うこととなります。

第2章 高齢者の現状と将来推計

1. 総人口・高齢者人口の現状と将来推計

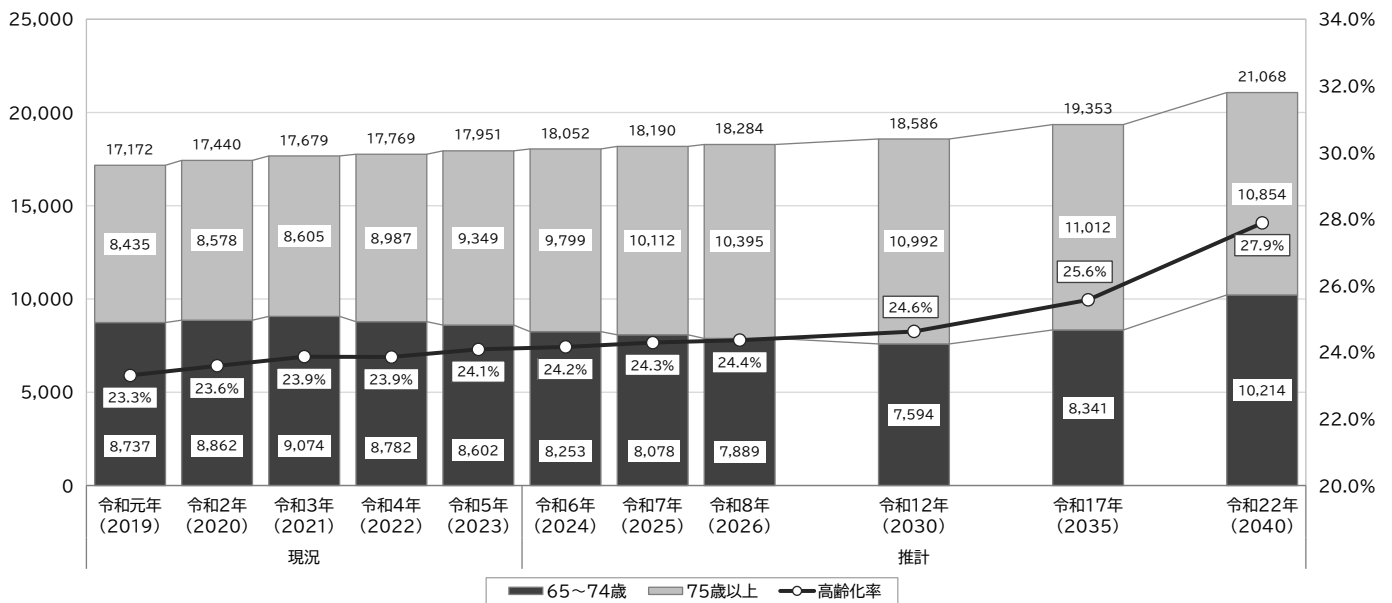
本市の総人口については、今後も緩やかな増加傾向で推移し、令和8（2026年）年には75,035人に、令和22（2040年）年には75,555人になるものと見込まれます。

将来の高齢者人口についても、増加傾向で推移し、令和8（2026年）年には18,284人に、また、令和22（2040年）年には21,068人にまで増加するものと見込まれます。この間、前期高齢者は令和3（2021年）年をピークに減少に転じますが、令和12（2030年）年以降は再び増加することが見込まれます。

高齢化率についても、微増の傾向で推移し、令和8（2026年）年に24.4%、また、令和22（2040年）年には27.9%まで増加するものと見込まれます。

この間、後期高齢者率（総人口に占める後期高齢者の割合）は令和12（2030年）頃までは増加を続け、その後令和22（2040年）頃まではほぼ横ばいで推移する見込みです。前期高齢者率（総人口に占める前期高齢者の割合）については令和12（2030年）頃まで減少傾向にありますが、その後令和22（2040年）頃にかけて再び増加する見込みです。

【将来の高齢者人口】



（住民基本台帳 令和元（2019）年～令和5（2023）年は10月1日現在実績、令和6（2024）年以降は実績値の推移に基づいた推計値）

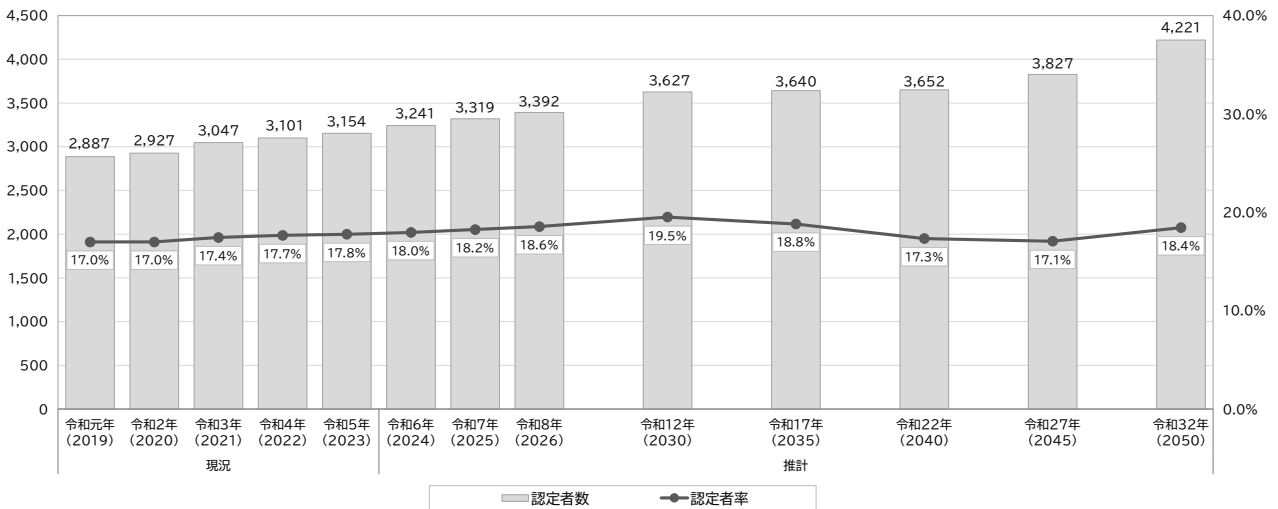
2. 要支援・要介護認定者数の現状と将来推計

(1) 要支援・要介護認定者数の現状

高齢者のうち要支援・要介護認定者数は、高齢者人口の増加に伴い、今後も増加傾向が予想され、令和8（2026）年には3,392人に、令和22（2040）年には3,652人となり、その後も増加するものと見込まれます。

認定者率については、令和12（2030）年頃まで増加傾向で推移し、令和8（2026）年には18.6%、令和12（2030）年には19.5%になるものと見込まれます。令和12（2030）年以降は高齢者人口に占める前期高齢者数の割合が増加するため、認定率は一時的に低下し、その後は団塊ジュニア世代が75歳以上の後期高齢者となっていくため、再び上昇していく見込みです。

[将来の要支援・要介護認定者数と認定率]



※認定率＝認定者数/住所地特例を除く第1号被保険者数（65歳以上高齢者）
（令和元（2019）年～令和5（2023）年は9月末現在実績、令和6（2024）年以降は実績値の推移に基づいた推計値）

3. 高齢者の実態と課題

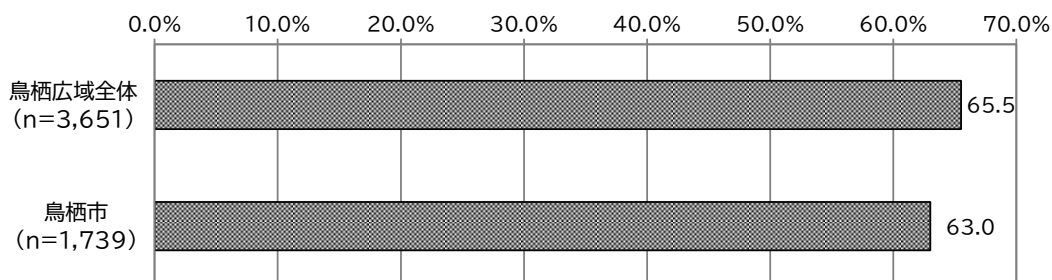
人口推計、各種アンケート調査、第9期計画検証結果及び地域ケア会議から把握した課題について、次のとおり整理しました。

課題1 高齢者の社会参加の促進

- 新型コロナウイルス感染症の影響で、様々な活動が制限されてきた。徐々に再開しつつあるが、参加者の固定化や減少がみられる。新規参加者・新型コロナウイルス感染症流行以前の参加者等に対して、改めて参加の呼びかけを行い、地域の活動、支え合いの再構築を行っていくことが必要。

[会・グループ等への参加割合]

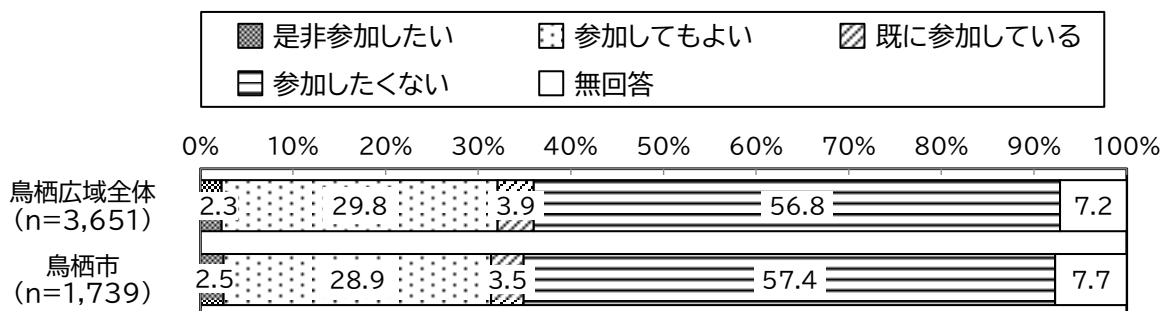
(※) ボランティア、スポーツ、趣味、学習・教養、介護予防のための通いの場、老人クラブ、町内会・自治会、収入のある仕事のいずれかに1つ以上参加している者の割合



課題 2 介護予防の取組の推進

- 要支援・要介護認定者、後期高齢者が今後増加することが見込まれる。さらに、認定を受けていない高齢者でも、運動器機能等の低下リスクを抱える高齢者が多くみられる。教室参加だけでなく自宅でもできるセルフケアの啓発等、効果的な介護予防の取組が必要。
- 地域の自主的な活動の場の担い手の確保が必要。

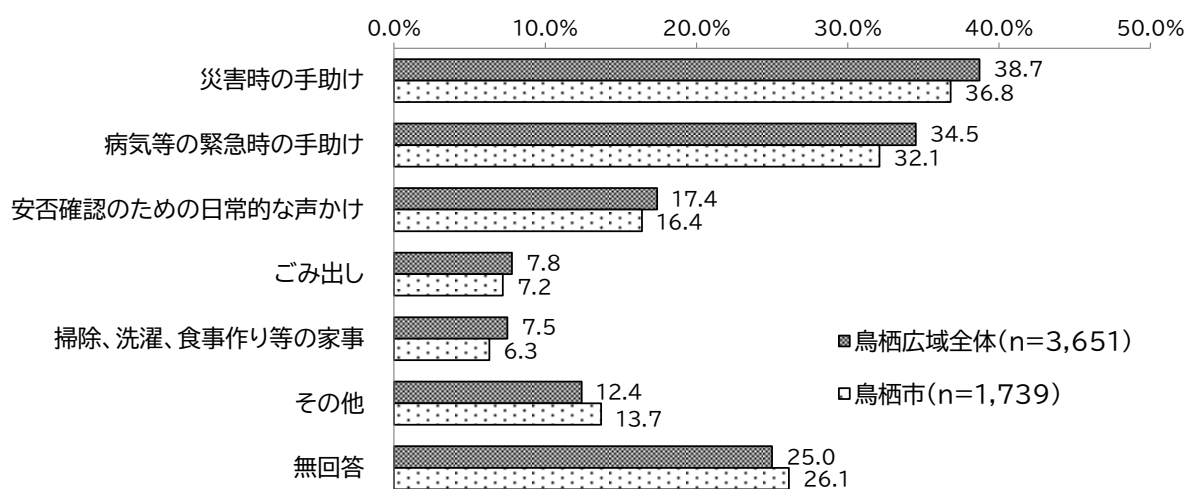
[グループ活動への“お世話役”としての参加意向]



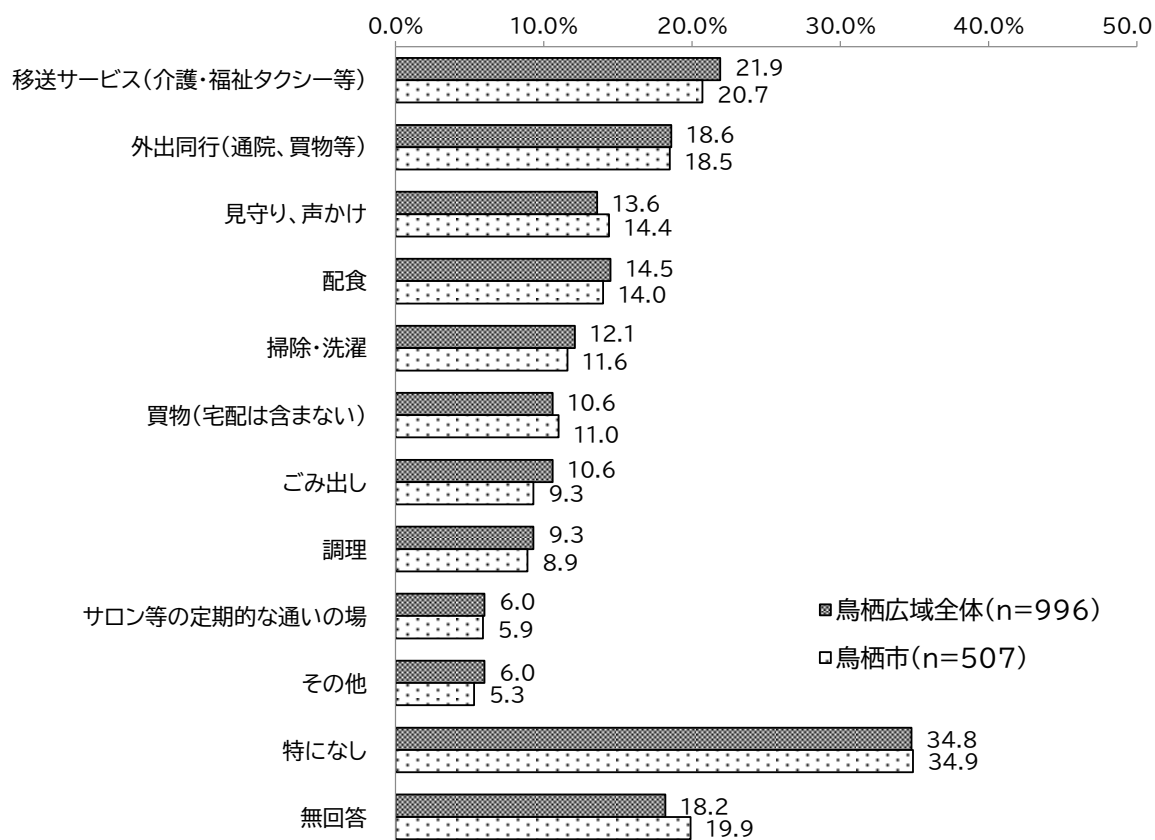
課題 3 高齢者のニーズに対応した生活支援の仕組みの構築

- 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、生活支援サービス創出に向けた関係者間での協議が思うように進まなかった。関係者間の連携を強化し、多様なニーズに対応した高齢者を支える仕組みの構築が必要。
- 買物が困難な方等が利用できる移動手段の確保、普段のごみ出し、簡単な家事等の手伝い、病院への付き添い等が必要。
- 災害時の手助けの要望が多いことや避難場所を認知していない高齢者も一定数みられるため、緊急時に支援が必要な世帯の把握や支援体制の整備、避難場所等の周知が必要。

[してもらいたい手助け（要介護認定を受けていない高齢者）]（複数回答）



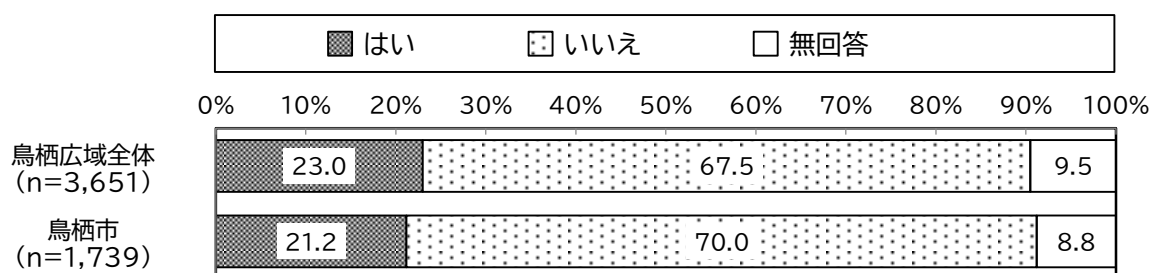
【在宅生活の継続に必要なサービス（在宅の要介護認定者）】（複数回答）



課題4 認知症高齢者支援の強化

- 新型コロナウイルス感染症の影響で、認知症サポーター養成講座の減少等がみられた。認知症高齢者の増加が想定されるため、地域住民の認知症に対する理解促進も含め、地域における支援体制の構築・強化を図ることが必要。
- 国の認知症施策推進大綱の中間評価や令和5（2023）年6月に成立した認知症基本法、今後国が策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえた取組を推進していくことが必要。

【認知症に関する相談窓口の認知度】



課題5 医療・介護をはじめとした多職種との連携強化

- 新型コロナウイルス感染症の影響で、地域ケア会議等の開催が難しい時期があったが、今後も関係者間での会議を通じて、地域の課題を抽出・共有し、課題解決までつなげていくことが必要。
- 後期高齢者人口（特に85歳以上人口）が今後増加することが見込まれるため、医療・介護をはじめとした多職種との連携を強化していくことが必要。

第3章 計画の基本理念と基本目標

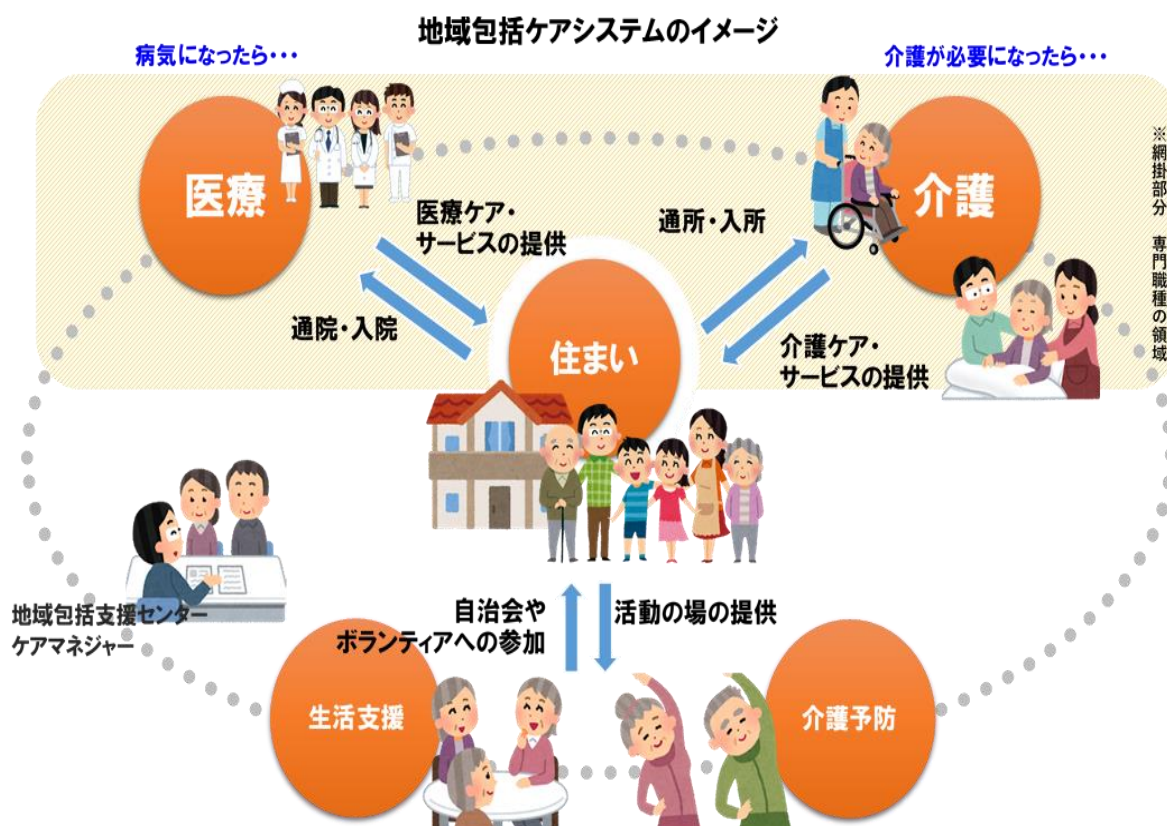
1. 計画の基本理念

高齢者が、できる限り介護を必要とする状態に陥ることなく、住み慣れた地域で健康で生きがいを持って安心して暮らし続けるためには、超高齢社会への適切な対応と「自助・互助・共助・公助」の考え方による役割を踏まえた施策を展開することが重要です。

本計画では、従来の高齢者福祉計画の基本理念の考え方を踏襲しながら、第7次総合計画との整合を図り、高齢期の生活を地域全体で応援・支援することとし、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の理念にも通ずる「誰もがいきいきと暮らせる住み良い地域を目指して」を基本理念と定め、市民一人ひとりの生活の中で基本理念が実現されるまちづくりに向けた取組を進めていきます。

〈基本理念〉

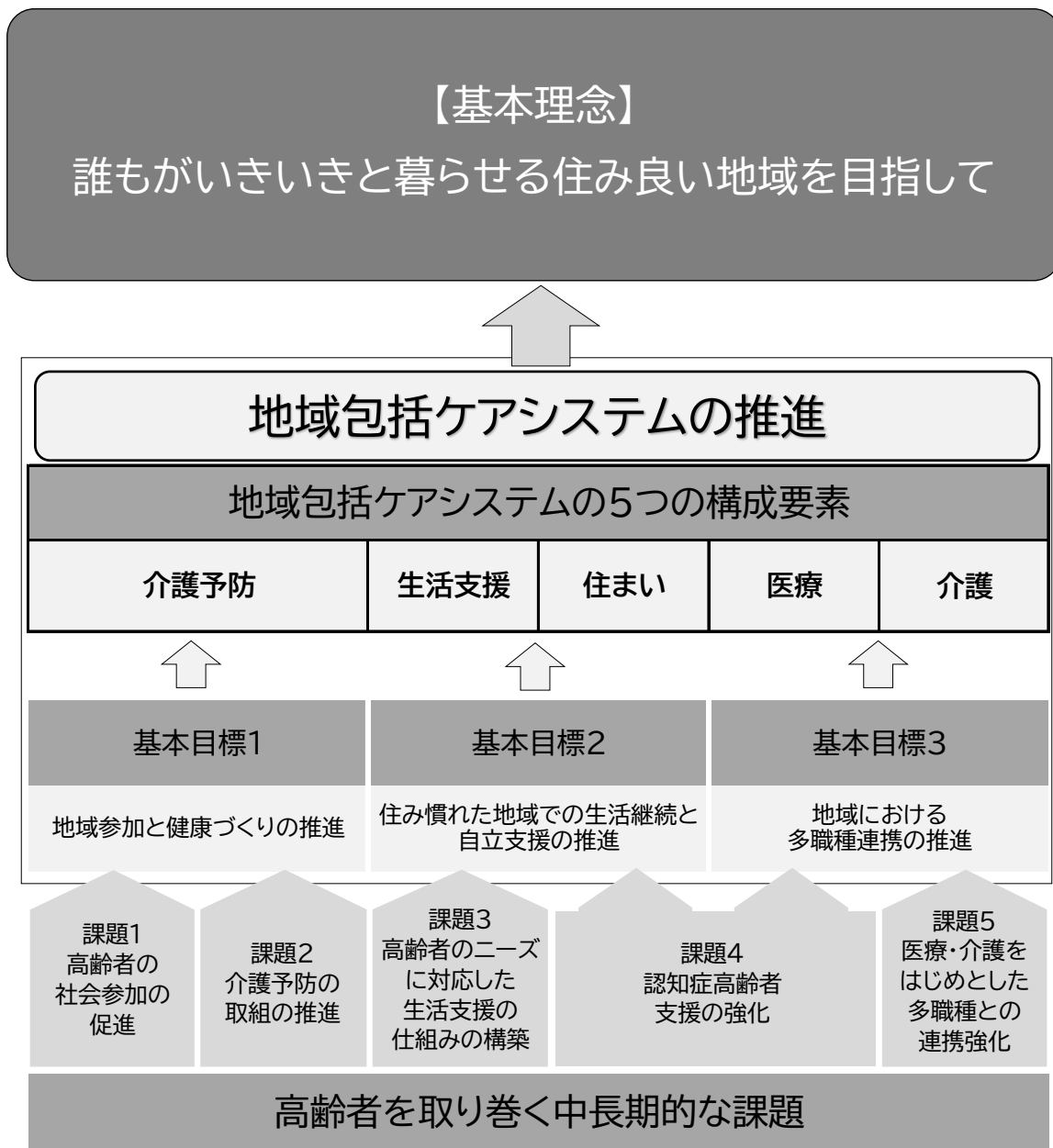
誰もがいきいきと暮らせる
住み良い地域を目指して



2. 基本目標

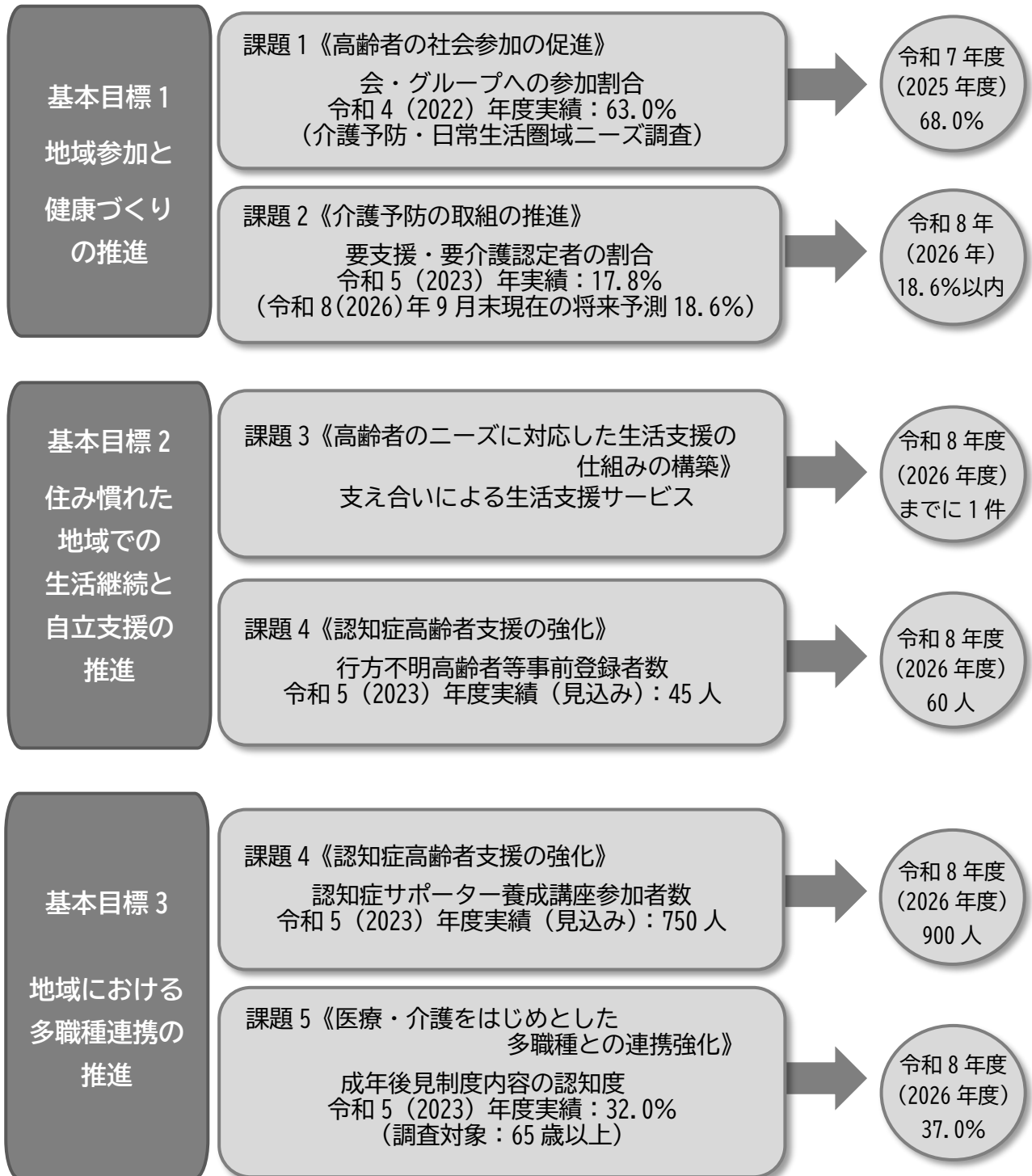
基本理念として掲げた「誰もがいきいきと暮らせる住み良い地域」の実現には、地域包括ケアシステムの推進が不可欠であるとともに、地域包括ケアシステムの推進こそが基本理念を実現していく上での要であると考えます。

そこで本計画では、地域包括ケアシステムの5つの構成要素である「住まい・医療・介護・介護予防・生活支援」を一体的に提供できるケア体制を構築することで、高齢者が健康で生きがいを持って生活し、介護が必要になった場合でも住み慣れた地域で自分らしく、安心して、健やかに生活できる地域共生社会の実現を目指したまちづくりを推進します。



効果・成果を表す指標

3つの基本目標に、第4章に示す各施策の取組の結果として得られる指標を設定し、その数値目標を掲げることで、基本目標の達成・進捗状況を確認・評価します。



第4章 施策の展開

【基本理念】 誰もがいきいきと暮らせる住み良い地域を目指して

基本目標	区分	各施策
基本目標1 地域参加と健康づくりの推進 【介護予防】	1.生きがいづくり・社会参加の促進	① 路線バス及びミニバス運賃助成事業(高齢者福祉乗車券)
		② ミニバス乗車体験会 【新規】
		③ 老人クラブへの支援
		④ シルバー人材センターへの支援
		⑤ サポートピア事業
		⑥ まちづくり推進センター主催講座・教室
		⑦ 高齢者向け憩いの場事業
		⑧ 若さはつらつ教室(スポーツ・レクリエーション活動)
		⑨ 資源回収推進奨励金交付
		⑩ 高齢者趣味の作品展
	2.敬老事業	① 敬老祝金
		② 敬老会補助金
		③ 長寿高齢者訪問
3.一般介護 予防事業	① 地域巡回介護予防健診	
	② 元気が出る学校	
	③ 元気クラブ	
	④ 通いの場立ち上げ支援事業(とすっこ体操)	
	⑤ 介護予防サポーター養成事業	
	⑥ いきいき健康教室	
	⑦ ロコモーショントレーニング教室	
	⑧ ふまねっと運動教室	
	⑨ TOSUSHI音楽サロン	
	⑩ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業	
	⑪ 高齢者食生活改善	
	⑫ 運動自主活動支援事業	
	⑬ 介護予防講演会事業	
4.介護予防・生活 支援サービス事業	① 介護予防訪問型サービス	
	② 自立支援訪問型サービス	
	③ 生活リハビリ通所型サービス	
	④ ハツラツ通所型サービス	
	⑤ ステップアップ通所型サービス	

基本目標	区分	各施策	
基本目標2 住み慣れた地域での生活継続と自立支援の推進 【生活支援・住まい】	1.生活支援体制の構築・推進	① 生活支援コーディネーターの配置 ② 協議体の設置 ③ ふれあいネットワーク事業 ④ 支え合いサービスへの支援(生活支援サービス事業) ⑤ 買物支援協力店 ⑥ ごみ出し支援サービス事業	
	2.見守り・支えあいのネットワーク構築	① 高齢者等見守りネットワーク事業 ② 緊急通報システム事業 ③ 家族介護者交流会事業	
	3.災害に対する備え	① 避難行動要支援者支援事業 ② 避難所の整備(まちづくり推進センター) ③ 福祉避難所の充実 【新規】	
	4.在宅福祉サービス事業	① 「食」の自立支援事業 ② 福祉電話事業 ③ 高齢者紙おむつ等支給事業 ④ 在宅寝たきり老人等介護見舞金 ⑤ 特殊ベッド・車椅子貸出事業 ⑥ 福祉有償運送 ⑦ 市営住宅への入居支援	
	基本目標3 地域における多職種連携の推進 【医療・介護】	1.認知症施策の推進	① 認知症サポーターの養成・活動促進 ② 認知症地域支援推進員の配置 ③ 認知症カフェの支援 ④ 認知症初期集中支援事業 ⑤ 認知症相談室事業
		2.包括的支援事業	① 地域包括支援センター運営事業 ② 地域ケア会議 ③ 自立支援ケア会議
		3.高齢者の権利擁護	① 成年後見制度利用支援事業 ② 成年後見制度利用の促進事業 ③ 養護老人ホームへの老人保護措置 ④ 高齢者虐待相談対応事業 ⑤ 「消費者被害防止」出前講座 ⑥ 鳥栖市消費者安全確保地域協議会 【新規】
		4.在宅医療・介護連携の推進	① 在宅医療・介護連携推進事業

第5章 計画の推進体制

1. 各種関係機関との連携及び計画の推進体制

(1) 各種関係機関との連携

- ① 地域包括支援センター及びサービス提供事業者等との連携
- ② 医療機関等との連携
- ③ 行政内部での関係部門との連携体制
- ④ 地域の関係団体との連携強化
- ⑤ 広域圏組織との連携

(2) 計画の推進体制

健康福祉みらい部を中心に各部局連携のもと、施策（事業）ごとの目標の達成状況を点検・分析し、計画に沿ったものになっているかどうか確認を行いながら、計画の適切な進捗管理を行います。

また、計画の周知を積極的に進めるとともに、計画に記載している事業等の推進の在り方について、必要に応じて検討を行います。

鳥栖市高齢者福祉計画

令和6年3月（策定予定）

発行：鳥栖市

企画・編集：鳥栖市役所 高齢障害福祉課

〒841-8511 佐賀県鳥栖市宿町 1118 番地

電話 0942-85-3554

FAX 0942-85-2009

ホームページ URL <https://www.city.tosu.lg.jp/>